

令和3年度 第3回庁議要旨

日時：令和3年5月18日（火）

午前9時～午前10時

会場：防災センター

[審議事項]

1 石巻市震災遺構門脇小学校の設置について（復興政策部）

東日本大震災による津波火災の痕跡を残している門脇小学校については、「石巻市震災伝承検討委員会」及び「石巻市震災遺構調整会議」での検討を経て、平成28年3月に震災遺構として保存する方針を表明した。

その後、有識者、地域住民、NPO、行政によって構成される「震災遺構検討会議」を設置し、幅広い意見を聴取して、平成29年6月に「石巻市震災遺構整備方針」を策定し、整備事業を進めてきた。

石巻市震災遺構門脇小学校を設置することで、東日本大震災がもたらした悲惨さや命を守るための避難や訓練の大切さ等、震災からの学びや教訓を伝える。

(1) 主な内容

① 施設名称及び所在地

石巻市震災遺構門脇小学校 石巻市門脇町四丁目3番15号

② 施設概要

ア 敷地面積 12,728.41㎡

イ 施設内容

- ・遺構（本校舎）
- ・震災伝承施設
 - a 展示室
 - b 多目的学習室
- ・交流施設
- ・屋外広場
- ・駐車場 37台（うち大型バス2台駐車場）

ウ 開館時間等

- ・利用時間 午前9時から午後5時まで（最終入館時間午後4時30分）
- ・休館日 月曜日（ただし、月曜日が祝日の場合又は、毎月11日、6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）、11月5日（世界津波の日）の場合は開館し、翌日を休館とする。（その日が休日の時はその翌日）また、12月29日から翌年1月3日までを休館とする。）

エ 入場料

区分	個人	団体（20人以上1人につき）
大人	600円	500円
高校生	300円	200円
小・中学生	200円	100円

- ・未就学児並びに石巻広域圏（石巻市、東松島市及び女川町をいう。）に住所を有する小・中学生は無料とする。
- ・各種障害者手帳を提示した者は半額とする。

オ 使用料

区分	料金
多目的学習室（1時間当たり）	700円
冷暖房費（1時間当たり）	100円
多言語解説端末（1回当たり）	200円

カ 運営方式 指定管理者制度

(2) 今後の予定

- 令和3年 6月 市議会第2回定例会に石巻市震災遺構門脇小学校条例の制定について提案
（令和4年4月施行）
- 7月 指定管理者公募（門脇小、大川小）
- 10月 工事完了
- 12月 指定管理者決定
- 令和4年 3月 オープニング式典
- 4月 指定管理者による運営開始（門脇小、大川小）

2 離島地区へのプロパンガス運搬費（運賃）の補助について（復興政策部）

離島地区である田代島及び網地島におけるプロパンガス供給事業について、現在の事業者が高齢のため事業の撤退を予定している。

また、他事業者が事業を継承するとしても、離島地区への供給には人手の確保や経費が大きいといった課題があるため、採算性の問題から引き受けることが困難であり、島民の生活に欠かせないガスの供給存続が危うい状況となっている。

島民の生活安定及び定住促進のため、離島地区へのプロパンガス供給に対する事業者への運搬費（運賃）補助を行う。

(1) 主な内容

離島地区へプロパンガスを供給するガス事業者に対し、以下の内容で補助金を交付する。

事業実施主体	対象貨物	対象経費	補助率
島内にプロパンガスを供給するガス小売事業者	プロパンガス プロパンガス空ボンベ	プロパンガスの本土から離島までの航路運搬（復路を含む。）に要する経費相当額	2分の1以内

(2) 今後の予定

- 令和3年 6月 市議会第2回定例会 6月補正予算提案
石巻市離島地区プロパンガス運搬費（運賃）補助金交付要綱制定
（令和3年7月1日施行予定）
- 令和3年 7月 ガス事業者に対する運搬費（運賃）補助の開始

3 石巻市自主防災組織機能強化補助金の見直しについて（総務部）

平成24年4月に「石巻市自主防災組織機能強化補助金要綱」を制定し、各地域の自主防災組織が行う防災活動に対し支援を行ってきたが、一定の成果が図られたことや震災復興期間の終了に伴い、今後の自主防災組織や補助制度の在り方について、見直しを進めてきた。

大規模災害が発生した場合には、行政の対応（公助）だけでは限界があり、迅速な防災対応を図ることが難しいことも想定されることから、自分の身は自分で守る（自助）とともに、地域での自主防災組織等が行う防災活動（共助）が大変重要な役割を担っているため、今後も引き続き自主防災組織の育成及び活動に対する支援を行い、地域防災力の向上を図る。

(1) 主な内容

今後も引き続き、自主防災組織に対する活動の支援に努めながら、「補助金の見直し指針」に基づいた補助金の効果的かつ適正な補助制度となるよう、経費負担のあり方、必要性などの観点から、見直しを行うもの。

1 食糧備蓄購入費補助金

現行 購入費用の5分の4の額

改正 購入費用の2分の1の額

2 防災訓練費補助金

現行 訓練1回につき上限20千円

改正 訓練1回につき上限20千円（避難所開設訓練を実施した場合は、上限30千円）

3 防災士養成講座受講費補助金

現行 受講費用の全額

改正 受講費用の3分の2の額

(2) 今後の予定

令和3年 6月 市議会第2回定例会に補正予算案を提案

石巻市自主防災組織機能強化補助金交付要綱の改正

4 石巻市止水板等設置助成事業の実施について（建設部）

東日本大震災による地盤沈下の影響を受け、平成26年度に「石巻市雨水排水基本計画」を策定し、雨水排水ポンプ場等の整備を行っているところであるが、近年、市内各地において発生している大雨被害の軽減を図るため、住民が自らを守る（自助）予防保全型の施策を推進する。

石巻市雨水排水基本計画の長期計画に位置付けられている、住民が自らを守るための施策として「止水板」の設置を推進し、排水施設整備と併せて実施することにより、冠水被害の一層の軽減を図る。

(1) 主な内容

浸水被害の軽減を図るため、自宅等に止水板を設置する者等に対し、設置費用の一部を助成する。

1 補助金の交付対象者

市内に存する住居、事務所、店舗等の所有者若しくは使用者

2 補助金の交付対象事業

建物等に止水板等を設置する工事及びこれと一体として行う工事（内外壁の止水工事、土間コンクリート打設工事等）又は当該建物等に設置する止水板等の購入に要する費用

3 補助金の額

事業に係る費用の2分の1以内の額とし、500千円を限度とする。

(2) 今後の予定

令和3年 6月 市議会第2回定例会に係る予算案を提案
石巻市止水板等設置事業費補助金交付要綱の制定
(施行予定年月日：令和3年7月1日)

5 石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金の廃止について（教育委員会）

毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金は、毛利コレクションの収蔵及び展示施設の建設資金に充てるため、平成17年度に設置し、（仮称）市民文化ホール建設基金は、老朽化した石巻市民会館の建設資金に充てるため、平成22年度に設置した。

東日本大震災により毛利コレクションの収蔵及び展示を行う石巻文化センターは全壊、石巻市民会館は一部損壊の被害を受けたことにより、被災施設再建（廃止）方針に基づき、両施設の機能を合わせ持つ複合文化施設を新築することとなり、その建設資金の一部として両建設基金を活用してきた。

令和2年度末で複合文化施設の建設工事が完了し、基金設置の目的が達成されたため、両建設基金を廃止する。

(1) 主な内容

石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金を廃止する。

(2) 今後の予定

令和3年 6月 市議会第2回定例会に石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金条例及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例の廃止について提案
定期預金満期利子分を一般会計へ繰入

[報告事項]

1 復興推進計画（法第37条～第40条「税制の特例」関係）の変更認定及び新規認定について（復興政策部・産業部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、産業や農地の集積を盛り込んだ復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることで、税制の特例を受けることが可能になり、早期の復興や雇用の創出が図られる。

令和3年4月1日改正の東日本大震災復興特別区域法に基づき、令和3年度以降も引き続き税制の特例を活用する。

(1) 主な内容

① 県・市の共同作成の復興推進計画（宮城第1号、第7号、第10号）

改正された東日本大震災復興特別区域法により税制特例の対象となる範囲が沿岸部に重点化され（石巻市は引き続き全域を対象とすることが可能）、計画に定める範囲の名称が「復興産業集積区域」から、「特定復興産業集積区域」に変更されるため、各計画における税制特例の適用期間を令和3年3月31日までに変更し、同様の特例内容で、区域の名称を変更した計画（宮城第88号、第90号、第91号）を新規で申請し、認定された。

② 石巻市単独作成の復興推進計画（宮城第4号、第8号）

上記の計画に定める範囲の名称変更等に伴い、計画内の文言を修正して変更申請し、認定された。

(2) 今後の予定

令和3年5月 記者クラブ投げ込み、市ホームページ更新

2 固定資産課税台帳登録価格に不服がある場合の審査申出書等に押印を不要とすることについて（総務部）

令和2年7月7日付けで総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知があり、行政手続の見直しによる住民サービス向上への取組が求められている。

本市においても、令和3年2月に「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定し、全庁的な見直しを行っている。

固定資産課税台帳登録価格に不服がある審査申出人が、条例に規定する審査申出書（任意様式）を提出する際に必要な押印を廃止し、行政手続の簡素化による市民負担の軽減や利便性の向上を図る。

(1) 主な内容

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、審査申出人から提出される審査申出書等に必要な押印について、庁内「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」に従い、慣例的な押印（認印）を廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和3年 6月 市議会第2回定例会に、石巻市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

3 東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業補助金の廃止について（復興事業部）

東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業補助金については、津波災害区域や地盤崩落などの自然災害から市民を守るため、住居の用に供する建築物の建築を制限する災害危険区域を平成24年12月1日告示、防災集団移転促進事業大臣同意により定めた移転促進区域内から石巻市が同事業で造成した宅地に移転する被災者に対し補助金を交付した。

災害危険区域内の被災世帯6,615世帯のうち防災集団移転促進事業補助金申請のあった2,138件に対し補助金を交付したことで、当事業の目的が達成された。

令和2年度で事業が完了したことから、当該補助金を廃止する。

(1) 主な内容

東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業補助金を廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和3年3月31日 廃止告示（令和3年4月1日施行）

4 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の廃止について（復興事業部）

東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、津波災害区域や地盤崩落などの自然災害から市民を守るため、住居の用に供する建築物の建築を制限する災害危険区域を平成24年12月1日告示により定め、同区域内から個別に住宅を移転する被災者に対し補助金を交付した。

災害危険区域内の被災世帯6,615世帯のうちがけ地近接等危険住宅移転事業補助金申請のあった693件に対し補助金を交付したことで、当事業の目的が達成された。

令和2年度で事業が完了したことから、当該補助金を廃止する。

(1) 主な内容

東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金を廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和3年3月31日 廃止告示（令和3年4月1日施行）

5 東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について（福祉部）

災害援護資金の申請期限については、当初期限の平成30年3月31日から1年間の延長が3度行われ、令和3年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部を改正する政令が令和3年4月1日に施行され、更に1年間延長された。

災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資する。

(1) 主な内容

災害援護資金の申請期限を「令和3年3月31日」から「令和4年3月31日」までとし、1年間延長するもの。

(2) 今後の予定

令和3年 5月 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正
（令和3年4月1日遡及適用）
市ホームページ、市報により周知

6 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（延長分）の支給について（産業部）

宮城県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、仙台市を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を適用したほか、仙台市以外の市町村に

おける飲食事業者に対しては、令和3年4月5日から5月6日の期間における営業時間の短縮を要請していたところ、今般、要請期間が延長され、5月6日から12日も対象になったことから、当該期間についての協力金を支給する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者等に対して協力金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、県民生活及び県民経済の混乱を回避する。

(1) 主な内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じた事業者に対して、協力金を支給する。

① 対象事業者

食品衛生法の営業許可を取得している者のうち、従来の営業時間が要請範囲外の時間帯で営業している「接待を伴う飲食店」及び「酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）」

② 対象要件

- ・令和3年5月5日以前に事業を開始していること
- ・営業の実態がある飲食事業者であること
- ・県からの要請に応じて、対象期間（令和3年5月6日から5月12日まで）全日において、営業時間短縮を行うこと

③ 支給額 120千円（1施設・1日当たり20千円×6日間）

(2) 今後の予定

令和3年 5月 石巻市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（延長分）交付要綱の制定
市ホームページ等により周知

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（延長分）交付申請受付開始

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（延長分）交付開始

7 再生可能エネルギーを活用した低コスト陸上養殖実証調査事業について（産業部）

地球温暖化による海水温の上昇等により、水産資源や漁業・養殖業に影響が表れている近年、海洋環境等に左右されず安定的に水産物を生産し、水産加工原料を供給できる陸上養殖への取組が水産業界からも要望されており、石巻地域産学官グループ交流会において実現について検討してきているが、水温調整に係るエネルギー等のランニングコストが高いことが事業実施に向けた課題の1つとなっている。

低コストで採算性が確保された陸上養殖の実現に向け、市内における再生可能エネルギーを活用した陸上養殖について調査・実証試験し、その調査結果や陸上養殖マニュアルを地元事業者に周知することにより、市内における陸上養殖事業の実現、事業者の所得向上、担い手確保、水産加工業者への加工原料の安定供給等を図っていく。

(1) 主な内容

① 地球温暖化の影響等による海洋環境の変化に影響を受けない、陸上での養殖事業の実施を実現するため、実証調査を行う。

ア ギンザケ（稚魚）の陸上養殖実証調査を石巻専修大学へ委託

イ ウニの実証調査を宮城大学に委託

- ② 各ケースにかかるエネルギーコストを計測し、当該エネルギー量について利用可能な太陽光、風力、廃熱等の再生可能エネルギーによってどれだけ賄えるかについての調査を石巻専修大学に委託する。
- ③ 事業採算性を確保した上で陸上養殖を実用化するためのマニュアル（参考例）をとりまとめる。※コンサルタントへ委託予定
- ④ 事業実施にあたり、調査内容・結果、マニュアルのとりまとめ方針について有識者から意見を聴取する検討会議を設置する（要綱設置）。
 - ・ 構成員7名程度（学識経験者、東北経済産業局、宮城県、宮城県漁業協同組合、石巻地域産学官グループ交流会）
 - ・ 検討会議を年度内に4回程度開催予定

(2) 今後の予定

令和3年5月下旬 交付決定

6月1日 石巻市低コスト陸上養殖実証調査検討会議設置要綱制定

6月から 実証調査開始

8 建築物省エネ性能評価に関する申請手数料区分の見直しについて（建設部）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正により、令和3年度から小規模建築物の省エネ性能評価が必要となった。評価対象の増加に伴い、国土交通省による非住宅建築物等の規模に応じた手数料設定に係る通知を踏まえ、石巻市手数料条例に定める省エネ性能評価に関する手数料区分の見直しを行うものである。

省エネ性能評価の申請区分及び計算方法に応じた適切な手数料の徴収を行う。

(1) 主な内容

① 申請区分・手数料の細分化

各種計算方法において、300㎡から2,000㎡までの区分で一律で徴収していた手数料を、300㎡から1,000㎡まで、1,000㎡から2,000㎡までの区分に細分化するもの。

表1 モデル建物法に関する手数料

現行		改正後	
$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)
$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	138,000円 (69,000円)	$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	104,800円 (52,400円)
		$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	138,000円 (69,000円)
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)

※1 ()内は変更申請による手数料である。

※2 モデル建物法は、建物の用途毎に建物仕様および設備機器の性能を入力して、省エネ計算を行う簡易な評価方法である。入力、審査項目が少ないため、一般的な評価方法である。

表2 標準入力法に関する手数料

現行		改正後	
$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)
$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	348,000 円 (174,000 円)	$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	269,000 円 (134,000 円)
		$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	348,000 円 (174,000 円)
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)

※3 標準入力法は、建物の室毎に仕様および設備機器の性能を入力して、省エネ計算を行う緻密な評価方法である。入力、審査項目が多いため、モデル建物法で基準を満たせない場合であっても、標準入力法で満たせる場合がある。

② その他

法律の改正により条ずれが生じたことから、併せて石巻市手数料条例及び石巻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の改正を行う。

(2) 今後の予定

令和3年6月 市議会第2回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和3年7月1日)

【その他】

- ・65歳から74歳までの方の新型コロナワクチン接種券の発送日及び予約受付開始日の変更について (健康部)
- ・災害対策基本法の改正による避難指示の一本化に係る市民への周知について (総務部)
- ・3割増し地域商品券の購入引換券の発送について (産業部)

以上